

控 訴 状

平成30年7月23日

広島高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 中 谷 正

同

弁護士 根 石 博

同

弁護士 中 山 修



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）

訴訟物の価格 金160万円

貼用印紙額 金1万9500円

上記当事者間の山口地方裁判所平成25年（行ウ）第10号損害賠償等請求事件（住民訴訟）（第1事件）、平成27年（行ウ）第1号損害賠償等請求事件（住民訴訟）（第2事件）、平成27年（行ウ）第5号損害賠償等請求事件（住民訴訟）（共同訴訟参加事件）、平成27年（行ウ）第6号損害賠償等請求事件（住民訴訟）（共同訴訟参加事件）について、平成30年7月11日言い渡された判決は、一部不服であるから、控訴を提起する。

原判決の表示

主 文

- 1 (1) 被告は、山本久仁子に対し、60円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- (2) 被告は、小野澤真紀、山本謙一郎及び山本久江のそれぞれに対し、各金20円及びこれらに対する平成26年4月10日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告は、村岡嗣政に対し、120円及びこれに対する平成27年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 第1事件及び第2事件における怠る事実の違法確認の訴えをいずれも却下する。
- 4 第1事件原告ら、第2事件原告ら及び第2事件参加原告らのその余の各請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、全事件を通じ、これを20分し、その1を被告の、その余を第1事件原告ら、第2事件原告ら及び第2事件参加原告らの負担とする。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分である1項(1)、(2)及び2項をいずれも取り消す。
- 2 ア 本案前の申立て
上記取消し部分に係る被控訴人らの訴えをいずれも却下する。
イ 本案の申立て
上記取消し部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、一審、二審を通じて被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

控 訴 の 理 由

追って控訴理由書を提出する。

添 付 書 類

1	控訴状副本	57通
2	訴訟委任状	3通
		以上

(別紙)

当 事 者 目 録

〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県庁内

控 訴 人

山 口 県 知 事

(第1・第2事件被告)

村 岡 嗣 政

〒750-0009

山口県下関市上田中町4-11-17

控訴人訴訟代理人

弁 護 士

中 谷 正 行

〒745-0037

山口県周南市栄町1-27

控訴人訴訟代理人

弁 護 士

根 石 博 文

〒753-0073

山口市春日町2066番1 藩庁門ビル2階

中山・石村法律事務所〔送達場所〕

電 話 083-923-5240

FAX 083-922-8768

控訴人訴訟代理人

弁 護 士

中 山 修 身

以下、被控訴人名簿は「訴訟の会」事務局にて割愛